

東大阪市庁舎（2階）電子モニター広告等設置に係る提供者募集要領

1. 趣旨

東大阪市庁舎（2階）に「広告付き電子モニター及び広告付き電子モニターと併せた番号案内表示システム」（以下「電子モニター広告等」という。）を設置することで、新たな財源を確保するとともに来庁者の混雑緩和を図り、市民サービスの向上に寄与することを目的として、電子モニター広告等の設置に係る提供者（以下「代理店」という。）を募集する。

2. 電子モニター広告等の運用期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日までとする。

3. 電子モニター広告等の設置及び運用仕様

別紙「東大阪市庁舎（2階）電子モニター広告等設置に係る仕様書」のとおり。

4. 応募資格

応募事業者は、次の全ての要件を全て満たすこと。

- ①東大阪市の平成29年度入札参加有資格者名簿に登録があること。
- ②地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないもの。
- ③市から入札参加停止措置を受けていないこと。
- ④会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による更正手続き又は再生手続の開始の申し立てがなされていないこと。
- ⑤破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続き開始の申立て又は破産手続き開始決定がされていないこと。
- ⑥東大阪市暴力団排除条例(平成24年東大阪市条例第2号)の規定による暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。

5. スケジュール

- | | |
|----------------|----------------------------|
| ①平成30年1月11日（木） | 実施要領・仕様書配布、応募書類受付及び質問書受付開始 |
| ②平成30年1月16日（火） | 質問書受付終了 |
| ③平成30年1月24日（水） | 応募書類受付終了 |
| ④平成30年1月29日（月） | プレゼンテーション実施 |
| ⑤平成30年2月1日（木） | 最優秀提案決定 |
| ⑥平成30年4月2日（月） | モニター広告開始（予定） |

6. 参加手続き

(1) 実施要領及び仕様書の配布

- ①配布期間 平成30年1月11日(木)から平成30年1月24日(水)まで
- ②配布場所 市ウェブサイトからダウンロードまたは東大阪市市民生活部市民生活総務室(本庁舎5階)

(2) 応募書類受付

- ①受付期間 平成30年1月11日(木)から平成30年1月24日(水)まで
- ②必要書類

以下の書類を10部(正本1部、副本9部)

- ・参加申請書(第1号様式)
- ・誓約書(第2号様式)
- ・会社(法人)概要(第3号様式)
- ・設置実績書(第4号様式)
- ・提案書(任意様式で次の事項について記載)
 - 1.導入予定の機器
 - 2.機器の設置及びサービスインまでの具体的なスケジュール
 - 3.機器設置に関する安全性及び基本的な工事内容
 - 4.機器等のトラブル時や緊急時の対応
 - 5.広告についての考え方(広告掲載基準・行政広告・広告に対する苦情への対応等)
 - 6.その他独自の提案や工夫等、アピールしたい事項
- ・広告料見積書(任意様式で代表者印を押印したもの)

③受付方法・申込先

下記宛に持参または郵送。

持参の場合は、土日を除く午前9時から午後5時30分までとする。郵送の場合は、平成30年1月24日必着とする。

(あて先)

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号(本庁舎5階)
東大阪市市民生活部市民生活総務室

(3) 質問事項の受付及び回答

業務の内容、応募手続等について質問事項がある場合には、以下の要領で質問書を提出してください。

① 受付期間

平成30年1月11日(木)から平成30年1月16日(火)

②質問事項提出書式

質問書(第5号様式)

③質問事項提出先・方法

東大阪市市民生活部市民生活総務室

電子メールアドレス (shimin@city.higashiosaka.lg.jp) に送信してください。

④回答方法及び回答期日

参加申込者全員に平成30年1月19日(金)までにメールにて送信します。

ただし、質問者の競争上の利益・地位を犯すおそれがあると本市が判断した場合には、質問者のみに回答することがあります。

(4) 応募書類作成等にあたっての留意事項

- ① A4版で作成し、ファイルに綴じてください。ただし、A3版の資料は折りたたんでファイルにできれば可としますが、ページ数はA4版2ページとしてカウントします。
- ② 使用する文字の大きさは10.5ポイント以上を使用してください。
- ③ 提案書(第5号様式)のページ数はA4版で10ページ以内にまとめてください。なお、文字数の制限はありません。
- ④ カラー刷り、写真・絵・図・表等の挿入も構いません。
- ⑤ 書類提出後の記載内容の変更、差し替えは出来ません。

(5) プレゼンテーションについて

- ① 実施日 平成30年1月29日(月) 午前(*時間は、応募書類受付時にご案内します。)
- ② 必要なもの
プレゼンテーション用の資料を紙ベースで10部。プロジェクター等の使用は不可。
(提案書等、事前に提出された書類はこちらで準備します。)
- ③ 持ち時間
質疑応答時間を含め、各社40分以内
- ④ 出席人数
3名以内
- ⑤ その他
プレゼンテーションを欠席された場合は、応募を辞退されたものと見なします。

(6) 応募の辞退

応募書類提出後に辞退するときは、応募辞退届(第6号様式)を提出してください。

(7) その他応募にあたっての留意事項

- ① 費用負担
応募・プレゼンテーションに際して必要となる費用は、応募業者の負担とします。
- ② 提出書類の取扱い
 - ・理由の如何を問わず返却しません。
 - ・東大阪市情報公開条例に基づき公開請求の対象となる場合があります。
- ③ 失格事項
次のいずれかに該当する場合は、失格となります。
 - ・異なる提案を複数提出したとき
 - ・応募書類の記載に虚偽又は不正があったとき
 - ・応募書類に記載すべき内容の全部又は一部の記載がなかったとき
 - ・その他、応募に際して不正な行為があったとき又はこの要領に定める手続きによらなかったとき

7. 最優秀提案業者の選定及び契約締結

提出された書類及びプレゼンテーション内容について、総合的に評価し最優秀提案業者を選定します。そのうえで、この応募内容等を踏まえ契約を締結しますが、契約締結の交渉の結果、合意にいたらなかった場合は、次点応募者と契約締結の交渉を行います。

なお、応募業者が1社のみであっても選考を実施しますが、下表での評価において、合計が60点に満たない場合、または「2.提案内容」の「機器等のトラブル時や緊急時の対応」が3点に満たない場合は選定しません。

評価項目	評価基準	配点
1.基本的事項	他の地方公共団体での業務実績	15点
2.提案内容	設置機器の仕様及び機能	15点
	機器設置の作業スケジュール	10点
	サービスインまでのスケジュール	5点
	機器設置に関する安全性	10点
	機器等のトラブル時や緊急時の対応	15点
	広告についての考え方	5点
	独自の提案や工夫等	10点
	プレゼンテーションの内容	5点
3.歳入確保	広告料見積価格	10点
合計		100点

8. 選考結果通知

選考結果については、応募のあった業者全てに通知書を発送するとともに、市ウェブサイトで公表します。

9. 担当

東大阪市市民生活部市民生活総務室 門野・河井 Tel06-4309-3158

(様式1号様式)

参 加 申 請 書

平成 年 月 日

(あて先) 東大阪市長

所在地

法人名

代表者名

印

次の件について、プロポーザルへの参加を申し込みます。

件名	「東大阪市庁舎（2階）電子モニター広告等」
担当者名	
連絡先電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

第2号様式

平成 年 月 日

(あて先) 東大阪市長

所在地
法人名
代表者氏名 印

誓約書

東大阪市が実施する「東大阪市庁舎（2階）電子モニター広告等」プロポーザルへの応募にあたり、下記の事項について、誓約いたします。

記

- 1 東大阪市庁舎（2階）電子モニター広告等設置に係る提供者募集要領(以下「実施要領」という。)に規定する応募資格を満たしていること。
- 2 上記のほか実施要領に定める事項を了知し、これを遵守すること。
- 3 この誓約書のほか東大阪市に提出する書類が事実と相違ないこと。

第3号様式

会社(法人)概要

- 1 法人名
- 2 代表者氏名
- 3 設立年月日
- 4 従業員数
- 5 資本金・基本財産等
- 6 業務内容

第5号様式

質 問 書

質問事項

平成 年 月 日

法人名
電話番号
FAX 番号
メールアドレス
担当者名

第6号様式

平成 年 月 日

(あて先) 東大阪市長

所在地
法人名
代表者氏名

印

応募辞退届

は、「東大阪市庁舎（2階）電子モニター広告等」の応募書類を提出しましたが、辞退します。